

## 臨床研究推進事業のご案内

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会  
会員各位

以下のとおり、会員が行う臨床研究を推進するため臨床研究を募集します。

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会

### 臨床研究募集要項

1. 本事業は、将来を担うすべての学会員による臨床研究（看護研究を含む）を対象とする。若手研究者による研究や、科研費等の確保が難しい研究など、幅広い臨床研究を支援することを目的とする。
2. 臨床研究とは、一般に人を対象として、疾病の予防、診断または治療、あるいは病因の解明を目的とする研究であり、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に従って実施する必要がある。
3. 申請資格者は、申請時点で日本輸血・細胞治療学会に所属している者とする。
4. 支援対象となる臨床研究は年間 3~5 件程度とし、1 件あたり年間最大 70 万円までを支援する。支給する研究費の年間総額は 300 万円とする。
5. 研究期間は原則 1 年間とするが、継続が必要と認められる研究については、申請により最大 2 年間まで追加支援を行うことができる。
6. 同一申請者の採択は 3 回までとする。ただし、同一施設からの採択件数の上限は設けない。
7. 倫理審査が必要な研究については、申請時に倫理審査委員会の承認を得ていることが望ましいが、研究実施までに必ず承認を取得すること。倫理審査が不要な研究の例については、以下の URL を参照のこと。

[http://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2024/10/rinri\\_shishin\\_20241017.pdf](http://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2024/10/rinri_shishin_20241017.pdf)

8. 本事業は、日本輸血・細胞治療学会が募集し、臨床研究推進委員会が審査を行い、理事運営委員会での承認を経て、最終的に理事会の承認を得るものとする。。
9. 審査は、独創性、臨床上の有用性、研究の実行性、および本学会への相応しさの観点から評価を行う。
10. 採択された研究については、原則として当該年度末までに、研究成果報告書および収支報告書を臨床研究推進委員会に提出するものとする。最終的には理事運営委員会へ報告される。
11. 研究成果は、必ず日本輸血・細胞治療学会の総会、秋季シンポジウム、支部例会、学会誌、または関連学会の総会や学会誌等において発表すること。発表時には、本臨床研究推進事業による支援を受けた旨を明記すること。
12. 申請期間は、2025年12月1日（月）から2026年1月31日（土）23時59分までとする。
13. 申請に必要な書類は、別添1「2026年度日本輸血・細胞治療学会臨床研究推進事業研究計画書」である。申請書類に不備がある場合は、受理されないことがある。
14. 申請方法は、研究計画書を「課題名・研究者氏名・所属」をタイトルとしてPDF形式に変換し、以下のリンクにアクセスしてアップロードすること。  
<https://www.dropbox.com/request/G0gGzNFCuPPg9oL3dzd8>
15. 支給された補助金は、当該研究の遂行に必要な経費に使用しなければならない。研究計画書に記載された内容に沿って適正に執行すること。備品費や人件費への使用も認められるが、全体に占める割合が極端に高くならないよう留意すること。謝金など人件費に充てる場合には、源泉徴収など税務上の適正な手続きを行うこと。

問い合わせ先：

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会事務局

TEL：03-5804-2611 FAX：03-5804-2612 E-mail：info@mail.jstmct.or.jp